

## これまでの政府の憲法解釈

自衛隊ができるのは日本が攻撃された場合  
必要最小限の武力行使だけ

### 二つの歯止め

- ①武力行使をしてはならない
- ②戦闘地域に行ってはならない



だから

アフガン戦争や  
イラク戦争への  
自衛隊派兵でも  
武力行使は禁止

## 集団的自衛権の行使が 容認されると



二つの歯止めを  
残すとは  
言わない

戦闘地域への  
派兵を認める



「海外で戦争する国」に大転換

### 短期間に無責任すぎる

古賀誠元自民党幹事長「戦争をしない  
国になるということが戦後政治の原点」  
「それを、こんな短期間の政党間の駆け  
引きで決着をつけるというのは、無責任  
すぎる」(雑誌『世界』7月号)

# 米国の戦争で 集団的自衛権 日本の若者が血を流す

日本はイラク、アフガニスタンなどに自衛隊を派  
兵しましたが、「武力行使はしない」「戦闘地域に  
は行かない」という2つの憲法上の歯止め  
のため、戦闘に巻き込まれずにすみしました。

## 自衛隊を戦闘地域へ

政府は、「戦闘地域」でも支援可能と言  
い始めました。戦地に派兵されれば、後  
方支援であっても「殺し、殺される」戦争  
の泥沼に引きずり込まれることとなります。

2つの歯止めのないNATO諸国は、ア  
フガン戦争で21カ国1031人もが犠牲になり  
ました(右の表)。

## 黒を白と言いくるめる

憲法解釈変更の根拠として1972年の政  
府見解が持ち出されています。「見解」が  
「自国の平和と安全を維持し、その存立を  
全うするために必要な自衛の措置」を認め  
ているから、これに集団的自衛権が含まれ  
るとしています。

しかし「見解」は逆に「集団的自衛権の行  
使は、憲法上許されない」が結論。黒を  
白と言いくるめるものです。



米海兵隊との共同演習で射撃訓練をする  
陸上自衛隊員(2月8日、キャンブ・ペン  
ドルトン(米海兵隊ウェブサイトから))

## アフガン戦争での NATO諸国犠牲者

英国	453
カナダ	158
フランス	86
ドイツ	54
イタリア	48
デンマーク	43
ポーランド	38
スペイン	34
オランダ	25
ルーマニア	21
トルコ	14
ノルウェー	10
エストニア	9
ハンガリー	7
チェコ	5
ラトビア	3
スロバキア	3
ポルトガル	2
アルバニア	1
ベルギー	1
リトアニア	1
NATO	15
米国以外合計	1031

後方支援も攻撃対象

1000人以上が犠牲に

民間ウェブサイト「イラク連合軍犠  
牲者総数」による(5月30日現在)

## 密室での9条破壊 許されない



閣議決定案を提示

政府は、集団的自衛権についての与党  
協議に、閣議決定案を示しました(17日)。

協議と言っても、その具体的やりとりは国  
民に明らかにされない密室の議論。閣議決定案  
さえ回収してしまう始末です。

この場で「海外で戦争しない」戦後政治の出  
発点を根底から覆す合意をしてしまう。常軌を逸  
した乱暴なやり方です。

## 「限定」でなく「無限定」

閣議決定案は、「他国に対する武力攻撃」で  
も武力行使ができ、「国の存立が脅かされる恐  
れ」などいくらでも拡大解釈できる規定で集団的  
自衛権の行使を可能にしています。しかも行使  
の判断は時の政権。まったく「無限定」です。